

(仮称)中里風力発電所に係る計画段階環境配慮書に対する
環境大臣意見

本事業は、くにうみウインド1号合同会社(以下「事業者」という。)が、青森県北津軽郡中泊町において、総出力36,000kW(定格出力2,000kW級の風力発電設備18基又は定格出力3,000kW級の風力発電設備12基)の風力発電所を新設する事業である。

本事業の事業実施想定区域は、既存文献調査において人為的な改変をほとんど受けていないヒノキアスナロ群落等の自然植生が確認され、現地踏査において事業実施想定区域の北部でミサゴの営巣が確認されるなど貴重な生態系を有する区域が存在している。また、事業実施想定区域の周辺には、環境省の「日本の重要湿地500」に選定されている十三湖が存在し、多くのガン、カモ、ハクチョウ類等の主要の渡りのルート及び飛来地、オジロワシ、ミサゴ、チュウヒ等の希少猛禽類及びオオセッカ等の希少な鳥類の生息環境として重要な地域となっている。

本配慮書では、広く事業実施想定区域を設定した上で、その範囲内での環境影響について予め整理し、今後、それらを回避しながら、具体的な施設の位置・規模又は配置・構造(以下「位置等」という。)を決めていくこととしている。この際には、配慮書手続を通じて得た知見を活用し、重大な環境影響を回避・低減した上で、事業実施区域を決定することが重要である。

以上を踏まえ、風力発電設備の位置等の検討に当たっては、配慮書で検討した計画段階配慮事項に加えて、以下の措置を適切に講じることが必要である。

1. 鳥類の影響について

本事業の事業実施想定区域の北側の地域はミサゴ等の貴重な重要種が確認され、また事業実施想定区域の周辺には、多くの渡り鳥の重要な飛来地、猛禽類等の重要な種の生息・繁殖地となっている十三湖が存在していることから、事業者は、それらの区域を外して対象事業実施区域を決定することとしている。

方法書で示す対象事業実施区域の検討に当たっては、鳥類の専門家の意見を聴取し、これら鳥類への影響に配慮すること。

2. 生態系の影響について

(1) 事業実施想定区域は、ヒノキアスナロ群落等の自然植生以外にも比較的
自然度が高い植物群落が存在しており、重要な自然環境のまとまりの場として貴重なものであるが、これらは、事業実施想定区域に広く分布しており、既存の植生図のみでは、正確な森林の状態や自然度の把握が困難である。

このため、風力発電設備及び取付道路等の付帯施設(以下「風力発電設備等」という。)の位置等の検討に当たっては、事業実施想定区域における森林の状況について情報を収集し、自然度の高い地点を回避するよう配慮すること。

- (2) 尾根部の森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。

このため、無立木地や既存道路を活用するなどにより、新たな尾根部の森林の伐開を避け、新たに生じる林縁部分ができる限り小さくなるような位置等を検討すること。

3. 人と自然との触れ合いの活動の場の影響について

事業実施想定区域には、ハイキング、ピクニック、森林学習等に利用され重要な憩いの場となっている津軽中里自然観察教育林が存在している。

このため、風力発電設備等の位置等の検討に当たっては、津軽中里自然観察教育林からの景観への影響を回避、低減するよう配慮すること。

4. 騒音及び超低周波音、風車の影の影響について

事業実施想定区域の周辺には、住居や学校等が存在しており、騒音及び超低周波音、風車の影の影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の位置等の検討に当たっては、これら施設への影響を回避、低減するよう配慮すること。